

下水道管路管理

安全管理技術等に関する新技術の公募

安全管理技術

大口径下水道管(潜行)の場合の各種の安全対策技術について募集する。たとえば、長距離大口径管内の換気方法や連絡方法、設置撤去が容易な流出防止柵等、マンホール間通線の技術などで安全性の向上に寄与し業務の能率化を図れる技術について公募する。

その他提案技術

下水道管路管理業務の能率化、調査精度や施工品質等の向上を図れる技術について公募する。

1. 募集期間

平成 23 年 6 月 10 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

2. 採否の決定

応募のあった技術のうち当協会の新技術支援事業として実施するものについて応募期間終了後 1 か月以内を目途に決定しお知らせします。

3. 採択技術への支援

以下のような支援を行います

- ・採択された技術を実用化するために必要な実験場所の確保・斡旋
- ・現場での試験等にかかる費用一部負担(最大百万円まで)
- ・アドバイス

4. 開発期間

実用化に向けた試験等を行ってもらい最終的に平成 26 年 3 月末までに開発を完了していただきます。

5. 成果報告

この制度により得られた成果については報告書を提出していただきます。

6. 成果の普及

当協会のセミナー等の機会を通じて技術の普及を図ります。

7. 連絡先

応募される方は下記へお電話ください。

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

事務局 田中、米川

電話 03-3865-3461

平成 22 年 12 月 3 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

新技術支援制度の改定に伴う運用要領

1. 新技術開発の実施方法の改定趣旨

管路管理業務を適正かつ効率的、安全に実施するためには、積極的に技術開発を推進し、効果的な新技術を普及していく必要があります。管路協としては、管路管理に関する有効な新技術の開発を促進し、管路管理技術の向上に努め、公共の福祉の向上を図ることとしております。このため新技術開発を公益目的事業にしています。

従来の新技術新事業はすでにメーカー等によって開発された技術の現場への適用性の確認と評価を主とした内容にしていました。この内容を見直し新技術開発テーマを管路協側から提示しその設定テーマに沿って技術開発を行ってもらい、現場の適用実験等のところで管路協が関与することにより真に役に立つ技術開発を行うことを目指しています。

2. 新技術開発の手順

新技術開発は次の手順で行います。

- ① 管路管理業側が必要としている新技術のテーマ設定
- ② 開発段階での管路管理の現場で実験等の機会提供
- ③ 開発費の一部負担

① 管路管理業側が必要としている新技術テーマの設定

従来は、新技術の提案に対するテーマを提示していなかったために、開発者側が管路管理業のニーズを把握するのが難しかったわけですが、こちらからテーマを設定し、テーマに沿った技術開発を促進することによって需要側と供給側のズレを減らそうというものです。

新制度ではテーマを管路協側から提示します。テーマ設定等は技術委員会で行います。

② 開発段階での管路管理の現場での実験等の機会提供

従来の制度では、すでに開発されたものの現場適用性を確認するという内容になっており、完成度の高いものを要求していました。しかしながら技術開発ではアイデアや試作品はあるが、実際の現場に持ち込んで試作品等を改良する等の機会を得られないために完成新技術を得られない等の問題があります。管路管理に関わる技術開発もまさにこ

のケースが多いと考えられます。そこで新制度では開発者側に実際の現場での試作品の適用とその改善についての機会を与えようとするものです。

このため、新制度では試験場所の確保等を支援します。

③ 開発費の一部負担

新技術の開発には費用がかかりますが、この費用の財源の一部を提供することにより技術開発を促進することができます。費用の提供は用途を明確化するために、現場での適用実験に限定し、その費用の上限を最大 100 万円と従来の 2 倍にして集中化を図り開発を促進することを狙っています。

特許等の工業所有権についてもその関与の仕方を従来よりも踏み込むことにより協会に適切な果実がもたらされるようにする運用を念頭に置きます。

新制度では、実際の現場での試験等にかかる費用を最大 100 万円まで支給します。

3. 開発テーマ設定方法

開発テーマの設定は、技術委員会で十分な議論を経て決定します。技術委員会の委員は管路協の全国の 7 支部からの代表で構成されており、管路管理業務について見識と知識を備えた人が任命されています。新規開発テーマは技術委員会が検討を行いその時々が必要性に合致したものを選定し、理事会に報告しテーマ決定を行います。

4. 新技術開発者の公募と決定

開発テーマが決まったら、新技術開発者を募集します。募集は管路協 HP 等の媒体を使用して実施します。募集は 3 か月ほどの期間とします。募集後、技術委員会で審査を行い管路協の新技術支援事業の制度で採択するか否かの判断を行います。複数応募がある場合は予算の範囲内で対応できるものに絞り込みます。

5. 開発期間

開発期間は管路協が支援する現場実験等の期間も含め、2 年間とします。新技術開発に当たっては、技術委員会の関与が必要な場合は適宜委員会に図るほか、委員を指名しアドバイスをするなどの支援も行います。ただしアドバイス内容等が工業所有権の権利割合を左右することがある場合もありますので留意が必要です。工業所有権については、管路協あるいは委員個人等の寄与程度を勘案し協議し調整を行います。

6. 現場試験等

この制度は現場での適用実験等について機会提供と費用負担を行うのを要点としています。このため技術開発途中で適宜現場での適用性等について調査を行っていただきます。この際実験場所の提供（自治体等の交渉）と実験に伴う労力提供等について管路協が大幅

に協力を行います。下水道管路内部は危険が伴いますので、実験には管路協側で選定した専門家等にゆだねていただきます。この際の費用は 100 万円を限度として技術開発者にお支払いします。

7. 成果報告

新技術支援事業で得られた新技術は成果報告書を提出していただきます。そのほか成果があったものについては、管路協セミナー等の機会を通じて周知され広くつかわれるように協力します。

新技術支援に関する規程

制定 平成20年11月28日（理事会議決）

全部改正 平成22年12月7日（理事会議決）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）の新技術支援に関する必要な事項を定め、下水道管路管理に関する新技術の開発を促進することを目的とする。

（対象）

第2条 対象となる技術は、管路管理に関する新技術全般とする。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 新技術の管路での実用化のための試験の援助（試験場所の選定やあっ旋等）。
- (2) 新技術の管路での実用性を確認するための経費の負担。ただし最大限度額を百万円とする。
- (3) 会員及び管路管理に関する業者並びに公共団体に対する新技術の研修。

（募集）

第4条 公募は、管路協がテーマを設定し管路協のホームページに掲載するなどの方法によりおこなう。

2 応募者は公募テーマに沿った内容のものを所定の応募書式に必要事項を記載し、所定の期日までに管路協へ提出する。

（採択）

第5条 管路協は、応募のあった新技術について技術委員会で審査し、理事会で採択を決定する。ただし技術委員会や理事会のメンバーが利害関係者の場合は当該利害関係者は審査や決定には関与できない。

2 管路協は、応募者に対し採択結果を通知する。

（支援の実施）

第6条 管路協は、当該年度内に選定された新技術に対する支援を当該年度から行う。新技術開発者は採択の通知があった日から2年以内に実用化できるよう努力しなければならない。

（成果報告）

第7条 支援を受けた新技術開発者は、管路協の求めに応じて支援による成果について報告を行う。

（工業所有権）

第8条 工業所有権の取扱いについては、別に定める。

（その他）

第9条 本規程の運営については別に定める。

付 則

1 この規程は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

1 この規程は平成23年1月1日から実施する。ただし、平成23年1月1日時点で改定前の規定で実施している案件は改定前の規定を適用する。

新技術支援に関する規程第8条の規定に基づく工業所有権の取り扱いに関する規程
制定 平成23年6月9日（理事会議決）

（目的）

第1条 新技術支援に関する規程（全部改正平成22年12月7日理事会議決）第8条で別に定めるとしている工業所有権の取扱いをこの規程で定める。

（対象）

第2条 新技術支援に関する規程に基づき採択された新技術のうち実用化を行うために改良等を行う場合を対象とする。

（職務発明と共同出願）

第3条 対象技術の実用化を図るに当たって改良等を加えた場合に、改良等に本協会役職員や委員等（以下「役職員等」という）が貢献し発明を行った場合は職務発明とし本協会は当該発明に係る役職員等の特許を受ける権利を承継できるものとする。

2 権利を承継した発明については特許申請等を新技術持ち込み者と本協会が共同で行うものとする。

（権利の配分）

第4条 前条に基づき特許申請等を行う場合の新技術持ち込み者との権利の配分は当該技術を完成させるまでの当該発明の役職員等と新技術持ち込み者とのそれぞれの寄与度について本協会と新技術持ち込み者との協議を行い決定する。

（実施補償金）

第5条 第3条に基づき出願した特許等について、当該役職員等から請求があった場合には本協会は予算の範囲内で実施補償金を支払う。ただし委員への支払いは本人ではなく委員の派遣元に行う。

2 前項の実施補償金は毎事業年度の最終日に当該事業年度の当該発明に関する収入実績（当該年度の当該特許等からの収益から特許等の維持管理に要する費用を控除した後の金額）に応じ以下の算定式により算出した金額とする。

収入実績が100万円以下の場合 収入実績額×100分の50

収入実績が100万円を超える場合 50万円+（収入実績-100万円）×100分の25

附 則

1 この規程は平成23年6月9日から施行する。